

給水装置工事事業者《変更届出》提出書類等

1. 名称(事業所名)の変更

① 指定事項変更届出書【様式第10】

《法人》→定款(別紙記入例のように奥書き証明を付け、袋とじ、割印が必要)、登記事項証明書
登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

《個人》→代表者の住民票の写し(発効日から3ヶ月以内、個人番号の記載がないもの)

② 既交付の指定事業者証

2. 事業所の所在地の変更

① 指定事項変更届出書【様式第10】

《法人》→定款(別紙記入例のように奥書き証明を付け、袋とじ、割印が必要)、
登記事項証明書(発効日から3ヶ月以内のもの)

《個人》→代表者の住民票の写し(発効日から3ヶ月以内、個人番号の記載がないもの)

② 位置図(住宅地図等)及び事務所の外観・内観写真

3. 代表者の変更

① 指定事項変更届出書【様式第10】

《法人》→定款(別紙記入例のように奥書き証明を付け、袋とじ、割印が必要)、
登記事項証明書(発効日から3ヶ月以内のもの)

《個人》→代表者の住民票の写し(発効日から3ヶ月以内、個人番号の記載がないもの)

② 誓約書【様式第2】

③ 既交付の指定事業者証

4. 法人の役員氏名変更

① 指定事項変更届出書【様式第10】

登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)

② 誓約書【様式第2】

5. 主任技術者を選任又は解任したとき

① 主任技術者選任・解任届出書【様式第3】

② 主任技術者免状の写し(選任の場合のみ提出)

6. 主任技術者の氏名の変更又は主任技術者免状の交付番号の変更

① 指定事項変更届出書【様式第10】

② 主任技術者免状の写し

7. 事業を廃止・休止又は再開したとき

① 廃止・休止・再開届出書【様式第11】

② 既交付の指定事業者証(廃止・休止の場合のみ提出)